5　第一項から第三項までの規定にかかわらず、第一項又は第三項に規定する書類を添付することができないことにつき農林水産大臣においてやむを得ない事由があると認めるときは、当該書類に相当する書類であって農林水産大臣が適当と認めるものをもってこれに代えることができる。	（新設）
別記様式（第二十四条第四項関係） （略）	別記様式（第二十四条第三項関係） （略）

附　則

この省令は、令和四年十二月一日から施行する。